

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

理念創造塾！

事業承継後はしばらくの間「横浜総合事務所＝創業者の泉」というイメージを薄めて後継者が承継し易くするために事務所主催のセミナー講師はしないと決めていましたが承継後5年が経過した昨年からそろそろ講師復帰をと思っていたところに私の口腔癌の発症と末期癌になった家内の介護が重なり延び延びになっていました。まだ舌が半分動かさず活舌悪い中ですが今秋から復帰させていただきます。

セミナーについて一番ご要望が多かったテーマが「経営理念の作成」に関するものでした。私共TEAMyoko-soが提供させていただいている「中期5カ年経営計画作成セミナー」を受講されたお客様の中からも「数値計画や行動計画はなんとかなるが経営理念が作れない」とのお話をたくさんいただきます。

二回の「理念創造塾」を終えて感じた事をお伝えしたいと思います。

●課題

理念創造塾という名前の通り最終的には自社の「経営理念」の完成を目的としています。ただし他の経営理念セミナーと違うのは作成過程でまずは経営TOPの「人生理念」を明確にさせていただくことにあります。

その理由はTOPの人生理念を基盤にしてそこから滲みだし組み立てられた自社の経営理念でなければ経営者が命を削って追い求める真の経営理念にはならないからです。つまり人生理念から経営理念、経営計画、日々の行動までが一通貫した「軸」に貫かれていなければ単なるお題目でしかないからなのです。

散見する他の経営理念セミナーを見ると（時間をかけられないためyoko-soの中期経営計画作成セミナーの中でも同様ですが）「貢献」「誠実」「感謝」等々のキーワードが羅列されたり例示として有名他社の経営理念が並べられたりし、それを参考に組み合わせる自社の経営理念を作る... そんなお手軽な内容が多いように感じます。その方法では耳触りが良く見た目の良い経営理念は作れても魂が込もった本物は作れません。

●目的と目標

yoko-soの理念創造塾ではまず「経営TOP個人の人生理念」を徹底的明確にするまでを中間目標として、それを基に「自分がなぜ経営をするのか」を明確にし、さらに「組織として社員と共有し共に目指す経営理念」の概要・主旨を確認するところまでを最終目標にしています。

確認した経営理念が経営TOPの思いの詰まったものであれば言語概念化して分かりやすいキーワードに変換するのは社員と一緒に考えたり、コピーライター依頼したりすることも、yoko-soのクレド作成セミナーでお手伝いすることも可能です。現実に私共yoko-soのコーポレートメッセージでもある「変わらないはつまらない」というワードはコピーライターにお願いして考えていただいたものです。

●在り方

二回の理念創造塾を終えて感じるのは自身の人生理念・価値観を整理して「自分とは何者なのか」を言葉で正確に伝えるのは難しいことだということです。以前師事した竹内日祥上人から「自分は何者かを自身の言葉で正確に伝えられることが思想学習の目的です」と教わりました。

二回の塾の中でその社長の過去の出会いや出来事から身に付けた自身の価値観の説明と私が感じる現在の社長の言動のすべてがピッタリと重なる方が一人だけいらっしゃいました。その方の会社の経営理念は社長そのものでした。そして自身の価値観から滲みだした「在り方」を貫く姿に感動しました。

「経営とは生き様である」という言葉が重く心に響きます。出会いに感謝。

◆令和6年分の年末調整の留意点

今年も残りわずかとなり年末調整の時期になりました。今年の年末調整は2024年6月から開始した定額減税により、昨年と比べていくつかの変更点があります。今回は、これから年末調整の準備を始める際にどのような影響があるか解説していきたいと思います。

● 所得税における定額減税の対象者

定額減税は2024年分の所得税の納税義務者のうち、その合計所得金額が1,805万円以下に該当する者(給与収入のみの場合は、年収が2,000万円以下に該当する者)が対象になります。

● 年末調整において定額減税の対象になる人

年末調整の対象になる方が、年調所得税額(年末調整により算出された所得税額で住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合は、その控除後の金額をいう)から年調減税額を控除する対象者となります。

なお、年末調整の対象となる人のうち、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円超となると見込まれる方については、年調減税額を控除せずに年末調整を行います。

● 年調減税額の計算

所得税における定額減税は「納税者本人」と「同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円」との合計金額です。「扶養控除等(異動)申告書」や「配偶者控除等申告書」から年末調整を行うときの現況における同一生計配偶者の有無及び扶養親族の人数を把握することが必要です。令和6年6月2日以降に入社された甲欄適用者や6月以降に支払われた給与支払い以降に、同一生計配偶者等の人数に異動があった場合は、年末調整(または確定申告)で年間の所得税額と定額減税額との差額について精算されます。また、年調減税額の控除については、住宅借入金等特別控除後の所得税額から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行い、年調減税額を控除した金額に102.1%を乗じて復興特別所得税を含めて年調減税額を算出します。

注) 同一生計配偶者及び扶養親族は、いずれも居住者に限ります。

● 給与所得者の扶養控除等申告書の提出の簡略化

給与所得者の扶養控除等申告書について、前年に勤務先に提出した同申告書に記載した事項に変更が無い場合には、異動がない旨を記載した申告書(簡易な申告書)を提出できるようになりました。

注) こちらは、令和7年分の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書から適用されます。

ただし、この簡易な申告書を提出する場合には、一定の要件があるため注意が必要です。

令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

| | | | | | | | | |
|---------|------------------|--------|------------|-----------|----------|---|---|--|
| 所轄税務署長等 | 給与の支払者の名称(氏名) | (フリガナ) | あなたの氏名 | あなたの生年 | 年 | 月 | 日 | 前年からの扶養控除等申告書の提出 (扶養している世帯員が、前年と同じです) |
| 税務職員 | 給与の支払者の法人(個人事業主) | | あなたの氏名 | 山 川 太 郎 | | | | |
| 市区町村長 | 給与の支払者の所在地(住所) | | あなたの住所又は居所 | 〒000-0000 | 〇市×町23-7 | | | 前年から異動なし |
| | | | 配偶者の有無 | 有・無 | | | | |

あなたに扶養控除対象配偶者、高年齢者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が扶養親族に該当しない場合は、以下の各欄に記入する必要はありません。

| | | | | | | |
|------|------------|------|--------------|---------------------|--------|----------|
| 区分等 | (フリガナ) 氏 名 | 個人番号 | 令和7年中の所得の見積額 | 非同居者である親族を生活を一にする事実 | 住所又は居所 | 異動月日及び理由 |
| 源泉控除 | | | | | | |

出典：国税庁「令和7年分給与所得者の扶養控除等申告書(簡易な申告書)より抜粋

● 給与所得者の保険料控除申告書の記載内容の簡素化

給与所得者の保険料控除申告書について、「生命保険料控除」「地震保険料控除」「社会保険料控除」に記載されていた「あなたとの続柄」の欄が削除され簡素化されました。

年末調整の記載方法や変更点について、ご不明点がございましたら、担当者までご連絡下さい。

★ 悩める相続第36弾！

今月は被災時の雑損控除についてレポートをお送りさせていただきます。

2024年は元旦の能登半島地震に始まり、7月の山形県に100年に一度という大豪雨、8月には台風10号による九州・四国地方から関東地方における豪雨と宮崎県では竜巻による被害が発生しました。9月には能登半島地震の被災地である能登半島北部で起こった奥能登豪雨により甚大な被害が発生するなど、2024年は地震、台風、豪雨などの災害で住宅や家財に多大な損害を受けた方が多くいらっしゃいます。

● 被災地で税還付

住宅などの損害金額や原状回復費用などを確定申告すれば、今年度納めた税金が還付されたり、軽減できたりする場合があります。仕組みや注意点を解説させていただきます。

災害で住宅・家財などに損害を受けた場合、確定申告で「雑損控除」の適用を受ければ、所得税や住民税が還付・軽減されます。

雑損控除は原則、災害などが発生した年の課税所得金額から、損害金額などを差し引くことで税額をゼロにしたり減らしたりすることができます。課税所得金額から差し引ける雑損控除の金額は「差引損失金額－所得金額×10%」と「差引損失金額のうち災害関連支出金額－5万円」のいずれか多い方の金額です。

「差引損害額」とは住宅、家財自体の損害額に、壊れた住宅の取り壊し費用や除去費用など「災害関連支出」の金額を加えた上で、地震保険金など保険から補償される金額を差し引いて求められます。

● 雑損控除の計算例

例えば課税所得金額が800万円の人が今年の豪雨で住宅の一部が浸水し、住宅の損害額が120万円、土砂の除去など原状回復費用に60万円支払い、保険金を40万円受け取ったとします。

(損害額120万円＋原状回復費用60万円－保険金40万円)－課税所得800万円×10%＝60万円。

災害関連支出60万円から5万円を差し引くと55万円になります。前者の方が大きいので、控除額は60万円となり、所得税は約14万円軽減されます。翌年の住民税は約6万円軽減されます。

● 雑損控除損失繰り越しも

課税所得金額から雑損控除額を差し引いた金額がマイナスになれば、災害の年に源泉徴収された所得税が全て還付されます。災害年で控除しきれない損失額は翌年から最長3年間繰り越すことができます。

能登半島地震の被災者は特例として23年の所得からも控除ができ、損失繰越期間は5年間認められています。雑損控除で重要となるのが差引損失金額の把握になります。まずは住宅や家財の損害額を計算すること。原則は災害直前の時価から災害直後の時価を引いて求めます。

しかし、実際には住宅や家財の時価を把握するのは簡単ではありません。そこで住宅の主要構造部分（柱壁、梁、屋根など）に損害がある場合は、住宅などの「取得価格」から損害金額計算することも認められており、住宅などの取得金額から「減価償却費」を差し引き、それに「被害割合」を掛けて損害金額を算出することができます。

ただ大災害では迅速さを求められますので、さらに簡便な計算方法も認められています。



機横浜総合フィナンシャルの西尾です！

住宅に関しては国税庁が地域別、構造別に一律に定めた1㎡当たりの工事費に、総床面積を掛けて計算します。自身が住む自治体の工事単価が全国平均よりも低ければ、高い方の全国平均で計算しても構わない決まりとなっています。

今月の yoko-so



TEAM
yoko-so

変わらないは、つまらない。



Team環境支援に 新しいメンバーが 加わりました！



榎部 真紀さん

Team環境支援メンバーの一人が産休に入ると同時に、9月に入社した榎部さんがメンバーに加わりました。Team環境支援は、会社の経理・給与からお客様ご来社時の対応、決算資料の郵送まで幅広く社内をサポートをしているチームです。Team環境支援、パワーアップしていきます。

為せば成る！

バーベキュー@二俣川

4年目メンバー企画のもと、今年2回目のバーベキューを行いました！当日は社員だけでなく、社員の家族や愛犬も参加して、美味しいお肉を堪能しながら交流を深めました！



冷気が一段と深まり、冬の訪れを感じる日々ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

yoko-soでは、新しいメンバーが加わる一方で、勤続10年を超えるメンバーも増えてきています。

11月には、神奈川県内の会計事務所と3社で交流する場が設けられ、若手メンバーが参加しました。外部研修に参加する機会の少ないメンバーにとっては、有意義な時間となりました。引き続き情報交換をしつつ、切磋琢磨できる関係を築いていきます。

社内では、訪問担当としてお客様が担当できる人材に育てる研修が進行中です。今月末には決算予測のシミュレーションテストが実施されます。

次号予告・おしらせ

12月は、毎年恒例の社員旅行が行われます。入社2年目メンバーが幹事をつとめ、今年は山形に行く予定です。

一方で、繁忙期に差し掛かる時期でもあります。

和気あいあいとした社員旅行と、慌ただしくなる社内の様子をお届けします。皆様もお体に気を付けてお過ごしください。

今月の一言…“良薬は口に苦し”

「 違うことは 優れていることよりも良い 」

(スティーブ・ジョブズ)

成功する人は全体の4%。と言うことは100人中の4人の少数意見が必ず正しい。
成功するための絶対条件は「他者と違うこと」経営でも投資でも人生でも必ずである

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 1 9 9)

★ 私事で恐縮ですが先月、長女に初孫が生まれました。ありきたりの表現ですが正に玉のような男の子です。子守をしていても全く手が掛かりません。やはり子育ての不安や子供の一生を背負う責任がないため正直に無条件で可愛いと感じました。しかし、新たな命を抱いたときに21年前に長男を初めて抱いた時の緊張感と無事に生まれてきてくれた事への感謝、そして何があっても守り抜くと決意したことを思い出しました。私自身も初心に立ち返り日々を過ごしていきたいと思います。 (NISHIO)

★ 今月、とあるお客様からのご相談で、今会社を売るとしたらいくらになるかな？との質問が。事業も継続的に成長している会社ですが、事業承継に対する答えを出せずに数年経過していました…。経営を人に事業を【継続的に】やってもらう仕組みを構築することだと定義すると、承継までが経営者の責任範囲と言えます。社長自身の考えを整理するための私への質問でしたが、自己との対話することがスタートになりますね。そこで告知…12月23日対話の場を企画したので、興味ある方は是非ご参加ください！ (TOCHIKURA)

★ ヨガに通い始めて7年になるのですが、もっと深く知りたくなり全米ヨガアライアンス RYT200 というコースに通っています。上級者ポーズにあこがれた不純な動機でしたが、解剖学やヨガ哲学などの新しい学びに刺激を受け、今までとは違う年代の友人もでき、大変さと楽しさ、発見にあふれた週末を過ごしています。200時間の学びが必要なコースなので、もう少し期間がかかりますが、来年あたりには経営に身体と心の状態もプラスして情報をお伝えできるようになっていきたいと思っています。 (YAMAMOTO)

★ 2018年にチベット側エベレストの8000mで心筋梗塞になりなんとか自力で歩き飛行機に乗って帰国してから6年、久しぶりにネパールに行ってきました。6回目のネパールは5回目までとは異なり登山ではなく標高4200mの「アンナプルナ・ベースキャンプ」までのトレッキング。心筋梗塞後初めてのちょっと緊張した4000mでしたが高山病にもならず快調でした。アンナプルナ(8091m)は世界に14座しかない8000m峰の一座で世界で一番最初に登られた8000m峰として有名です。初登頂はモーリス・エルゾーグとルイ・ラシュナルという著名なフランス人登山家でラシュナルは私が山登りの世界を目指すキッカケになった登山家の



一人でもあります。アンナプルナ南壁は標高差4000mを誇る地球上でもっとも高い崖の一つ。標高4000mを超えるベースキャンプの目の前の氷河から一気に4000mの高さで聳え立つ垂直に近い崖…「今世では登れなくても死ぬ前に一度観ておきたい」と思った壁でしたが朝日に輝く南壁を仰ぎ見た時には自然に涙が溢れました。「人間はなんてちっぽけなんだろう、人の一生はなんて儂く短いだろう」

私の人生のすべての原点です。

(IZUMI)

TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント / 株式会社横浜総合フィナンシャル / 株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “戦略の日” 中期経営計画立案セミナー

～自社の成長・発展の道筋を専門家サポートのもと経営者ご自身で策定する1日～

日時：2024年12月11日(水) 2025年1月16日(木) / 10時～18時半

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：3社限定 料金一社 55,000円

昼食代込 (お二人迄参加可)

★ “事業承継セミナー” その思い、次の世代に託しませんか？

～終活としての事業承継 事業を未来に引き継ぐ～

日時：2024年12月23日(月) / 15時～17時(懇親会) / 17時～18時半

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：参加費 無料(懇親会は参加費 1,000円)

★ “理念創造塾” yoko-so TOP セミナー

～借り物の言葉ではなく、社長自身の価値観から沁み出す

真の自社の“経営理念”を創り「理念経営の基礎」とする～

講師：税理士法人横浜総合事務所 創業者 泉 敬介

日時：2025年3月7日(金) / 10時～17時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：3社限定 料金一社 55,000円

※経営者、後継者、後継予定者の方のみご参加いただけます。

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越豊司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、税理士法人東京クロスボーダーズ

ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

Note(毎月更新)、facebook(毎日更新)にもつながります



ケーススタディから学ぶ！ VOL.90

集客・売上・利益アップ対策イロイロ

和×イタリアンバル A店（千葉県）

人気串焼き店を2店舗経営するオーナーと生パスタが人気のイタリアンチェーン店とのコラボ店。

【ショップツール作成サポート活用】

※両オーナー共 FA 協会のショップツール作成サポートを既存店にて活用。

◎企画・デザイン料 無料／印刷代実費



- ・人気の串焼き店とイタリアンレストランのコラボレーション。スペシャルな BBQ 串ともちもち生パスタ、イタリアンが楽しめる。女性も男性も大満足バル。
- ・ランチは具沢山がうれしい生パスタセット。ディナーは和イタリアンとランブルスコで乾杯。

<イタリアン 共同開発>



<もちもち生パスタ>

パスタチェーン店より提供



<BBQ 串>



<ランチセット>



バルの日替わりランチ

- ・本日のパスタ
- ・ごちそうサラダ
- ・ドリンク

メニュー表

OPEN～1か月(試運転期間)



オペレーション、客単価、利益率、出食数、満足度などをチェック。



【Before】

【課題】 食事客が多く酒類・つまみの注文が少ないため、客単価が想定より低い

【対策】 つまみメニューの充実(安価で注文しやすい料理を追加)



【After】



つまみメニューに重点を置き
パスタのページを簡素化。
つまみメニュー注文促進。

店頭
立て看板
ポスター



【ランチタイム】



【ディナータイム】

開業時はメニュー表やその他の
ショップツールもいろいろと
必要になります。
お気軽にショップツール
作成サポートを
ご利用下さい。



お客様繁盛サポート！

当事務所のお客様には無料にて、売上・利益UPのご提案から販促物等の企画・デザイン
作成までお手伝いを致します。お気軽にご相談ください！

※印刷費用実費はご負担ください

一般社団法人 フードアカウントング協会
飲食店サポートクラブ 神奈川支部
株式会社 横浜総合エクスペリエンス

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F
TEL : 045-641-2505 FAX : 045-641-2506
<http://www.yoko-so.co.jp/>

その思い、次の世代に託しませんか？

終活としての事業承継！ ～事業を未来に引き継ぐ～

講師

泉 敬介

(株)横浜総合エクスペリエンス
代表取締役 税理士

1957年横浜生まれ。
平成元年泉敬介税理士事務所を開業。
ワタミ(株)財務・経理部長として株式
公開準備支援、ファイナンシャルプラ
ンナー (AFP・CFP) 資格試験委員、
日本M & A協会理事等々を兼務。
2008年税理士法人横浜総合事務所設
立と同時に分社化をしてTEAMyoko-
soを組織。2017年1月税理士法人を
後継者に承継してTEAM代表に就任。



12.23

月

参加費：無料

(懇親会は参加費1,000円
となります)

事業承継セミナー

セミナー概要

15:00 - 17:00

1, 事業承継は終活
現実に起きている問題、個人と事業の分離、
承継には期限がある

懇親会

2, 事業承継の本質と手法

事業承継の本質、承継と継承の違いと選択、
出口は4つ

17:00 - 18:30

3, yoko-soの場合

在り方の整理、やり方の選択、経営者の仕事

開催場所：税理士法人横浜総合事務所
セミナールーム (帝蚕関内ビル10F)

参加申込書

下記申し込み欄にご記入いただき、そのまま f a x にて送付ください。

F A X 番号 : 045-641-2506

| | | | |
|----------|--|-------|--|
| フリガナ | | | |
| 貴社名 | | | |
| フリガナ | | 部署/役職 | |
| ご参加者名 | | | |
| TEL | | FAX | |
| メールアドレス | | | |
| 個人情報の取扱い | (下記■個人情報の取扱いについて)に <input type="checkbox"/> 同意する (□に✓点) | | |

お申し込みはコチラから →



FAX・もしくはQRコードより
お申し込みをお願い致します。

(個人情報の取扱いについて)

当社は収集いたしました個人情報を ①セミナー運営のため ②お問い合わせのあった事案に対する回答のため ③お問い合わせの内容に資料等の送付が必要な場合の郵送のために使用いたします。収集した個人情報について、本人の同意なく第三者に開示又は提供することはいたしません。あらかじめご確認ください。



変わらないは、つまらない。

お問い合わせ

税理士法人

横浜総合事務所 足立・齊藤

TEL 045-641-2505

MAIL y_saitou@yoko-so.co.jp>

WEB <https://www.yoko-so.co.jp/>